明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（一）　二
〔省令〕
○輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（経済産業三）　六
〔告示〕
○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生に関する件（外務三四）　六
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件（経済産業七）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

（条約第一号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けることにより、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の緊密な協力を促進し、国際連合を中心とした国際平和のための努力を始めとする国際的な協力に寄与するためのものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動若しくは人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の輸送又は連絡調整その他の日常的な活動のために必要な物品又は役務の日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。（第一条関係）

2　いずれか一方の当事国政府が、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。（第二条関係）

3　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。（第三条関係）

4　物品の提供に係る決済については、物品を受領した当事国政府は、当該物品を提供した当事国政府に対し、当該物品を返還する。ただし、それができない場合には、同種、同等及び同量の物品を返還する。さらに、それができない場合には、提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

　役務の提供に係る決済については、提供当事国政府の指定する通貨により償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。いずれの当事国政府も、それぞれの国の法律が許容する範囲内において、提供される物品又は役務に対して内国税を課さない。（第四条関係）

5　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。通貨により償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。（第五条関係）

6　この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動にも適用されない。両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。（第六条関係）

7　この協定は、一〇年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの一〇年の期間が満了する六箇月以上前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ一〇年の期間、自動的に効力を延長される。（第七条関係）